

王寺町 クリエイト・クリーン・サークル 運営要領

(目的)

第1条 王寺町クリエイト（create）クリーン（clean）サークル（circle）（以下「CCC」という。）は、町民の健康と快適な生活を確保するため、公園等の美化作業等を自主的に行い、美しい町の創造の一助となることを目的に運営される。

(定義)

第2条 CCCとは、美しい（クリーン）王寺の町を創造（クリエイト）するため、公園等の清掃及び除草等、町の美化活動を自発的に行うために組織された団体（サークル）で、町長が認めたものとする。

(対象)

第3条 対象となる公園等は、王寺町が管理している場所とする。

(役割)

第4条 CCCの役割については、次にあげる事項とする。

- (1) 公園等の管理のため、清掃及び除草等を月1回1時間以上行う。
- (2) 維持管理する公園等を絶えず良好な状態に保ち、事故のないよう努める。
- (3) 公園内等の施設を確認し、故障又は不備に気付いた時は町に連絡する。

(届出)

第5条 CCCを結成しようとするときは、ボランティアグループ「CCC」結成届（別紙様式1）に必要事項を記入し、町（住民課くらしと人権係）に提出する。

2 代表者を変更した場合は、ボランティアグループ「CCC」代表者変更届（別紙様式1-1）に必要事項を記入し、町（住民課くらしと人権係）に提出する。

(活動報告)

第6条 CCCは、活動予定を美化活動予定表（別紙様式2）に記入し、町（住民課くらしと人権係）に提出する。

2 CCCは、活動報告を美化活動報告書（別紙様式3）に記入し、請求書兼振込依頼書（別紙様式4）とともに、町（住民課くらしと人権係）に提出する。

3 活動予定及び活動報告の提出期間については、次のとおりとする。ただし、結成が活動期間中の場合、予定表の提出は、活動前もしくは活動開始後、速やかに行うものとする。

活動期間	予定表提出期間	報告書提出期間
前期 3月1日～ 8月末日	活動開始月の10日迄	活動終了翌月の10日迄
後期 9月1日～翌年2月末日		

(報奨金)

第7条 CCC活動に対して、別表のとおり報奨金を支給する。

(報奨金の支給)

第8条 報奨金の支給は、活動報告書の内容に基づき、振込口座依頼書により支給する。

(用具等の支給)

第9条 CCCが活動に従事するための必要資材ならびに用具については、町が規定する予算の範囲内において支給する。なお、破損等で使用不能となった場合は、代表者を通じて町へ申告する。

(ゴミ処理)

第10条 活動時に排出されたゴミ・草等は、分別を行い該当地区のごみ収集日および集積場所で廃棄を行うものとする。なお、多量の排出が見込まれる場合は、回収方法について町と協議を行うものとする。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成9年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

別表 (第7条関係)

○報奨金

活動回数	対象人数	金額
1回につき	1人あたり	200円